

社説

慌てる必要があるのか

の更

県立聾(ろう)学校三校の校名を四月

校変

から聴覚特別支援学校に変更することを

学名

盛り込んだ条例改正

聾校

案が、きょう十九日の県議会本会議で可

決される見通しだ。

これに対し、県聴覚障害者協会は「事前に十分な説明がなかった」「私たちは『ろう』という言葉に誇りを持っている。だれも校名を変えたいと望んでいない」と強く反対している。

他の都道府県を見ても、聾学校の名称変更には慎重な姿勢がうかがえる。障害を持つ側が強硬に反対しているのに、今の段階で慌てて校名変更に踏み切る必然性はないのではないか。

特別支援教育は、障害を持つ子供の自立を幅広く支援しよう、と昨年四月に学校教育法に位置付け

られた。名称変更はこれに伴う措置で、聾学校の名前は法律上は既に消えている。県教委は「法律にない校名を残せば、社会的に混乱する」と説明する。

だが、特別支援教育の旗振り役の文部科学省は「校名を決めるのは各都道府県。法令にない学校名は不自然だが、(あえて変えなくても)不利益はない」としている。

県教委が協会に初めて校名変更を打診したのは昨年十二月二十日のことだ。「事前に何の情報もなく驚いた」と協会側。以後、県教委と計五回の話し合いをしたが、平行線に終わっている。

文科省が特別支援教育導入に向けて具体的な検討を始めたのは七年前の二〇〇一年。〇五年には、中教審が制度改正を促す答申をまとめた。

県教委は「特別支援教育の言葉は、この間に定着した」と評価。

「校名変更は二カ月ほどの説明期間で十分納得していただけたらと思う」「(特別支援教育課)と言う。

これまでの議会審議でも、議員の間から「協会などへの説明が十分になされたとは言いがたい」との指摘が出ている。県教委は見通しの甘さを厳しく反省すべきだ。

ことは単純な名称変更の是非ではない。背景には、障害を「個性」とみるか、「ハンディ」とみるか、という本質的な問題がある。

協会が求めるのは「耳が聞こえない」ことを前提に、自信を持って社会で生きる力の育成だ。一方、「聴覚特別支援」という言葉には「聞こえる」ことを基準に「いかにマイナスを補うか」との発想がにじむ。最近の国の姿勢を見ても、自立を支えると言いつつ、実は自立を強いているのではないか。そんな懸念がある。

障害をどうとらえるかで支援の中身も変わる。共通認識を欠いたまま名称変更を押しつけても、成果は得られない。